

老朽危険空家除却補助金交付申請 チェックシート

※このチェックシートは、補助金要件の概要を確認していただくための参考表となります。

全てに該当した場合においても申請時の審査において対象外となる可能性もありますので、不明な点等がある場合には、申請前にご相談いただきますようお願いいたします。

1 補助対象空家の要件

No	要件	チェック欄
1	解体・撤去しようとする建物は下諏訪町内にある空家です。	<input type="checkbox"/>
2	1年以上居住（または使用）されていない空家です。 →水道、電気、ガスいずれかの休止日が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/>
3	一戸建ての住宅、または延べ床面積の1/2以上が住宅である併用住宅です。	<input type="checkbox"/>
4	昭和56年5月31日以前に工事着工された建物です。	<input type="checkbox"/>
5	空家は個人が所有するもの（法人等の名義になっていない）です。	<input type="checkbox"/>
6	解体・撤去しようとする建物に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていますか。	はい・いいえ
	→「はい」の場合 権利者の空家の解体についての同意書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
7	空家は町が行った事前調査で「老朽危険空家」に該当すると判定を受けました。	<input type="checkbox"/>

2 補助対象者の要件

No	要件	チェック欄
1	申請者は解体・撤去しようとする空家の所有者又は相続人です。	<input type="checkbox"/>
2	解体・撤去しようとする空家に共有者または他の相続人はいますか。	はい・いいえ
	→「はい」の場合 共有者・相続人全員分の空家の解体についての同意書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
3	申請者は町税等の滞納をしていません。	<input type="checkbox"/>
4	申請者は暴力団関係者ではありません。	<input type="checkbox"/>
5	解体・撤去しようとする空家の所在する土地の所有者は申請者と異なりますか。	はい・いいえ
	→「はい」の場合 土地所有者の空家の解体についての同意書を提出してください。	<input type="checkbox"/>

3 解体工事に関する要件

No	要件	チェック欄
1	解体工事は以下のいずれかに該当する業者と契約します。 ①建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録を受けた解体工事業者 ②建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた業者	<input type="checkbox"/>
2	解体工事では、敷地内にある全ての建築物、工作物、立木その他土地に定着する全てのものを解体し更地にします。	<input type="checkbox"/>
3	現在、解体工事に着手（※）しておらず、着手は補助金の交付決定後に行います。 ※着手：業者との契約や工事着工等	<input type="checkbox"/>
4	解体工事は、補助金の交付申請書を提出する年度の3月31日までに町に実績報告書を提出するための日数を確保した上で実施します。 <u>※実績報告書は工事が完了し、全ての支払い及び必要書類の準備完了後30日以内に提出してください。</u>	<input type="checkbox"/>
5	空家の解体・撤去にあたり、他の制度の補助金等の交付を受けていません。	<input type="checkbox"/>
6	空家は公共事業等の補償の対象になっていません。	<input type="checkbox"/>
7	解体工事後の敷地について適切に管理または活用を行います。	<input type="checkbox"/>

4 その他の要件

No	要件	チェック欄
1	交付申請書に記載した補助対象経費は、空家の除却以外のもの（家財道具等残置物の処理や立木、解体する建物に附属していない倉庫等の撤去に要する費用など）を含んでいません。 <u>→工事内容の内訳が分かる見積書の写しを添付してください。</u>	<input type="checkbox"/>
2	補助金の交付申請日は、事前調査の結果を受けた日の翌々年度末を越えていません。 ◆事前調査の結果通知日 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>